

授業料の負担軽減

計算式 **市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

私立高校生
就学支援金+
授業料軽減
補助金

上記による
算出額が

< **15万4,500円**の場合 → 支給額(年額) 最大 **42万円**

(15万4,500円以上)

< **30万4,200円**の場合 → 支給額(年額) 最大 **11万8,800円**

	年収590万円未満世帯の生徒に対し、「国の就学支援金」と「道の授業料軽減補助金」を組み合わせると最大35,000円(月額)を補助します。 ※保護者の失職等で授業料の納付が困難となった場合を含みます。		国の就学支援金で9,900円(月額)を補助します。
	奨学のための給付金(年1回)		
(月額)	35,000円		
	+		
	道の授業料軽減 最大2,000円(月額)	道の授業料軽減 最大2,000円(月額)	
	国の就学支援金 最大33,000円(月額)	国の就学支援金 最大33,000円(月額)	
	合計最大 35,000円(月額)	合計最大 35,000円(月額)	国の就学支援金 9,900円(月額)
年収・目安(家計急変後の推計)	0~270万円未満程度	270万円~590万円未満程度	590万円~910万円未満程度
所得判定基準(算定基準額)(家計急変後の推計)	0円	~154,500円未満	~304,200円未満

※いずれの制度も、返済が不要な制度です。 ※通信制の私立高校や学校法人立以外の私立高校等は、道の授業料軽減補助の対象外です。(就学支援金及び奨学のための給付のみ支給) ※就学支援金の対象となるのは、授業料のみで、道の授業料軽減補助金の対象となるのは、授業料及び学則で定めるその他納付金です。

【支援の対象になる世帯の年収目安】

	子の人数	118,800円の支給	420,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・中学生以下) 控除対象者が1人の場合	~910万円	~590万円
	子2人(高校生・高校生) 控除対象者が2人の場合	~950万円	~640万円
	子2人(大学生・高校生) 控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~960万円	~650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 控除対象者が1人の場合	~1030万円	~660万円
	子2人(高校生・高校生) 控除対象者が2人の場合	~1070万円	~720万円
	子2人(大学生・高校生) 控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~1090万円	~740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。 ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

ご自身の課税標準額は「マイナポータル」で

マイナポータルHPの「あなたの情報」から確認できます。



マイナポータルHP

ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

私立
小中学生

私立の小中学校等に入学後、失職等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒を支援します。

※収入などの条件があります。

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。

※制度の詳細は、北海道総務部行政局学事課のホームページをご覧ください。

北海道総務部行政局学事課HP ▶

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/>

